

平成26年 2 月

岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成26年 2 月19日

岩手県後期高齢者医療広域連合議会



## 議事日程第1号

平成26年2月19日（水）

- 第1 議席の指定及び変更
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 岩手県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙
- 第5 広域連合長あいさつ
- 第6 発議案第1号 岩手県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則
- 第7 議案第1号 岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第2号 岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第3号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 第10 議案第4号 平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第5号 平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第6号 平成26年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第13 議案第7号 平成26年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

---

### 本日の会議に付した事件

上記日程のとおり

---

出席議員（29名）

1番	濱 欠 明 宏 君	2番	菅 原 恒 雄 君
3番	平 賀 守 君	4番	小 原 享 子 君
5番	古 舘 章 秀 君	7番	工 藤 由 春 君
8番	関 善次郎 君	9番	柁 屋 伸 夫 君
10番	山 本 賢 一 君	11番	浅 沼 幸 雄 君
12番	小 山 雄 幸 君	13番	千 田 勝 治 君
14番	松 坂 喜 史 君	15番	武 田 猛 見 君
17番	八 幡 文 耕 君	18番	櫻 庭 豊太郎 君
19番	内 田 和 良 君	20番	児 玉 正 彦 君
21番	菊 池 孝 君	22番	阿 部 義 正 君
23番	中 崎 和 久 君	24番	笹 渡 昇 君
25番	浜 川 末 松 君	26番	稲 葉 暉 君
27番	千 田 力 君	28番	石 川 章 君
30番	合 砂 丈 司 君	31番	武 田 平 八 君
33番	鈴 木 隆 昭 君		

欠席議員（4名）

6番	船 野 章 君	16番	猿 子 恵 久 君
29番	昆 暉 雄 君	32番	長谷川 和 男 君

説明のため出席した者

広域連合長	谷 藤 裕 明 君	副広域連合長	民部田 幾 夫 君
事務局長	浅 沼 秀 夫 君	次長 兼 総務課長	村 田 光 宏 君
業務課長	三 上 幸 廣 君	会計管理者 兼 会計室長 事務交代	沢 田 修 悦 君

#### 職務のため出席した者

議会書記長 村田光宏君      議会書記 工藤浩統君  
議会書記 小笠原謙君      議会書記 菊池一茂君

---

開会 午後 2時11分

#### ◎開会及び開議の宣告

○議長（菅原恒雄君） これより、平成26年2月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

本日の出席議員は29名であります。

欠席の通告は、船野章議員、猿子恵久議員、昆暉雄議員、長谷川和男議員、以上4名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（菅原恒雄君） 最初に、諸般の報告をします。

監査委員から例月出納検査の結果報告2件があります。

お手元に資料を配付しておりますのでご了承願います。

---

#### ◎議席の指定及び変更

○議長（菅原恒雄君） これより、本日の議事日程に入ります。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号により進めます。

日程第1、議席の指定及び変更を行います。

はじめに、新たに広域連合議会議員が選出されましたことに伴い、議席を議長において指定します。その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

村田書記長。

○議会書記長（村田光宏君） 新たに議席を指名いたしますのは、26番 稲葉暉議員であります。

○議長（菅原恒雄君） 次に、滝沢市の市制移行に伴い、一部の議席を議長において変更します。

その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

村田書記長。

○議会書記長（村田光宏君） 議席番号15番 武田猛見議員、議席番号16番 猿子恵久議員、議席番号23番 中崎和久議員、議席番号24番 笹渡昇議員。

以上でございます。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（菅原恒雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、25番 浜川末松議員、26番 稲葉暉議員の2名を指名します。

---

#### ◎会期の決定

○議長（菅原恒雄君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定しました。

---

◎岩手県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙

○議長（菅原恒雄君） 日程第4、岩手県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選により行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長には昆暉雄議員を指名します。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました昆暉雄議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました昆暉雄議員が岩手県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選されました。

ただいま当選されました昆暉雄議員は欠席ですので、後日、当選を告知いたします。

---

◎広域連合長あいさつ

○議長（菅原恒雄君） 日程第5、広域連合長あいさつであります。

谷藤広域連合長。

○広域連合長（谷藤裕明君） 平成26年2月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から2年11箇月が経過いたしました。被災者の皆様の健康問題や生活再建への不安などについては、依然として厳しい状況が続いております。このことから、当広域連合におきましても、被災地の復興への取組を後押しするため、被災された被保険者の皆様に対する支援策として、後期高齢者医療の一部負担金免除措置の期間を本年12月まで延長したところでございます。

今後も引き続き、被保険者の皆様の医療の確保や健康の保持増進を図り、保険者としての責務を果たしてまいりたいと存じます。

先ほど、全員協議会のあいさつでも申し述べたところでありますが、昨年は国政レベルにおいて医療全体にわたる大きな議論が展開され、5月には健康保険法改正法が成立し、8月には社会保障制度改革国民会議の報告が取りまとめられ、12月にはこれに基づく社会保障制度改革プログラム法が成立したところであります。

後期高齢者医療制度につきましては、現行の枠組みを維持しつつ、必要な改善を行うこととされたところであります。医療保険各制度においては、厳しい財政状況が続いているところではありますが、当広域連合といたしましては、今後とも高齢者の皆様一人一人が安心して医療を受けることができるよう、制度の安定的な運営のため、高齢者の健康づくりや医療費の適正化対策などの取組を着実に進め、保険者としてのさらなる機能強化を図ってまいりたいと存じております。

さて、後期高齢者医療制度の開始以降、据え置いてまいりました保険料率につきまして、このたびの改定において医療給付費の大幅な財源不足が見込まれましたことから、財政安定化基金を取り崩し、可能な限り増加を抑制することで、やむを得ず被保険者の皆様にご負担をお願いすることとしたところであります。

今後とも、被保険者の皆様に過度の負担を強いることのないよう、国に対し財政支援の拡



充などを引き続き強く要望するとともに、新たな財源確保策を構成市町村とともに検討してまいりたいと存じます。

社会全体の支え合いで成り立つ高齢者医療制度の安定運営のためには、被保険者の皆様をはじめとする関係各層のご理解が不可欠であります。その前提として、制度への信頼を得られることが最も重要であると認識しておりますので、今後とも不断の努力をしてまいりたいと存じます。

本日は、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、平成26年度広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計予算など、7議案を提案申し上げますので、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎発議案第1号の上程、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第6、発議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則」を議題とします。

お諮りいたします。

本案は発議案でありますので、提案理由、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

発議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第7、議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

浅沼事務局長。

○事務局長（浅沼秀夫君） それでは、お手元に配付しております議案書をごらん願います。

1ページから2ページをお開き願います。

議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成26年度及び平成27年度の保険料率を定めるとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正による賦課限度額の引き上げ及び被保険者均等割保険料の軽減対象の拡大に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

なお、当該条例は、平成26年4月1日から施行しようとするものであります。

また、経過措置といたしまして、改正後の条例の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料につきましては、なお、従前の例によるものとしようとするものであります。

以上、議案第1号についてご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

武田議員。

○15番（武田猛見君） 15番、武田猛見です。

制度の安定的運営ということですが、それはそれで分かるんですけども、いろいろ被保険者の負担が増えるという部分で、例えば払えない状況にある、そういった方々が多分増えていくでしょう。それから、天引きされている方も、天引きされることによって、その後の生活が成り立たなくなるのではないかというような部分について、例えば法定減免とかありますけれども、それらについてはどのように対応するのか、お聞きします。

○議長（菅原恒雄君） 三上課長、答弁願います。

○業務課長（三上幸廣君） 今回の料率改定につきましては、軽減対象も拡大されるということになりますので、大分、対象といたしましては、半分以上の方は軽減の対象にかかってくるという状況でございます。確かに、天引きは重いですが、なるべく引き上げ幅を最小に抑えるということでの経過での料率改定ということですので、なおかつ、収納対策等につきましても、各市町村と連携をとりながら、きめ細やかな対応をとっていきたいというふうに存じております。

以上でございます。

○議長（菅原恒雄君） 武田議員。

○15番（武田猛見君） 財政安定化基金、これを活用するという部分では、全国でもそれを使わないという県があって、かなり批判を浴びて、財政安定化基金を崩すという方向のようになっているようですけれども、これはちょっとどうなのかなと思っているんですけれども、例えば国保税などは、いわゆる法定外繰入れ、一般会計から入れて対応しますよね。今回、負担増の部分というのは、1人当たり年額2,512円ですので、こうやってやっぱりじわじわと大変なのかなと、生活に影響を及ぼすのかなという点では、これはちょっとよく分からないんですけれども、県の一般会計からのいわゆる法定外繰入れという形で対応できないものなのかどうか、その辺についてもう一度お聞きします。

○議長（菅原恒雄君） 浅沼事務局長。

○事務局長（浅沼秀夫君） お答え申し上げます。

はじめに、県からの財政支援という部分につきましては、これは市町村との、現在の国保のような一般会計からの繰入れ、これと併せまして、次回までの検討課題ということで、現在、広域連合と構成市町村との間でそういう話をしているところでございます。

先ほど、連合長のほうからもごあいさつで申し上げましたとおり、当然、国には財政支援の拡充を求めていくということになりますが、それと併せまして、さまざまな抑制対策を講じながらというところで、26年、27年の2年間でそういった課題をどのように市町村とともに解消できるか、当然、県もその中に入っておりますので、あわせて2年かけて、2年と言いましても、翌年は保険料率の改定の時期になりますけれども、まず2年間の中で課題として、解決できるよう協議してまいりたいと考えております。

○議長（菅原恒雄君） よろしいですか。

ほかにございますか。

稲葉議員。

○26番（稲葉 暉君） 医療給付費の増嵩が見込まれることから、保険料のアップが必要になったわけですがけれども、ますます増嵩することが予測されるその中で、延命治療を、定義もなかなか難しいと思いますけれども、75歳以上となるとほとんどいわゆる延命治療の中、この年代の占める割合は多いと思いますので、全国的な医療費の中で、75歳以上のいわゆる延命治療に係る費用というのは、どのぐらいのものなのか、そういう調査結果があるのでしょうか。厚労省とか国保中央会とか、学会とかですね。今、尊厳死という面からもさまざまな議論が始まろうとしているようですけれども、費用の面から調査した結果があるのか、今は無理かと思いますけれども、事務局で調査していただきまして、そういう資料があるのであれば、後日教えていただきたいというふうに思います。

○議長（菅原恒雄君） 浅沼事務局長。

○事務局長（浅沼秀夫君） お答え申し上げます。

確かに、詳しい資料等は国のほうでもまだないという状況でございますが、ただ、高度医療、いわゆる延命的な、そういう高度医療に係る経費については、額は出ておりますので、その辺を確認しながら、機会を見て、議員の皆様には内容等をお知らせしていきたいと思っております。

○議長（菅原恒雄君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第8、議案第2号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

浅沼事務局長。

○事務局長（浅沼秀夫君） それでは、議案書の3ページから4ページをお開き願います。

議案第2号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例」についてであります。

平成26年度における保険料軽減措置の実施に伴い、その財源に充てるために交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を積み立てる後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置期限を平成27年3月31日まで延長しようとするものであります。

なお、当該条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上、議案第2号についてご説明を申し上げました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第2号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第9、議案第3号「岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

浅沼事務局長。

○事務局長（浅沼秀夫君） それでは、議案書5ページから6ページをお開き願います。

議案第3号「岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて」であります。

平成26年3月31日をもって岩手中部広域水道企業団が解散し、同年4月1日に岩手中部水道企業団が設置されることに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合同規約の一部変更の協議議決について、同組合管理者から依頼がありましたので、地方自治法第292条において準用する同法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第3号につきましてご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第3号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第4号及び議案第5号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第10、議案第4号「平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」及び日程第11、議案第5号「平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を一括議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

浅沼事務局長。

○事務局長（浅沼秀夫君） それでは、次のご説明から岩手県後期高齢者医療広域連合の組織名につきましては、省略をさせていただきたいと存じますので、ご了承願います。

それでは、議案書7ページをお開き願います。

議案第4号「平成25年度一般会計補正予算（第2号）」についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,278万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億291万3,000円とするものであります。

議案書8ページから9ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額の欄等をごらん願います。また、別冊となっております平成26年2月の平成25年度一般会計補正予算（第2号）に関する説明書についても、お目通しを願います。

議案書8ページをごらん願います。

はじめに、歳入についてであります。

第1款の分担金及び負担金は、市町村の事務費負担金になりますが、1,348万8,000円の減額であります。

第2款の国庫支出金及び第3款の県支出金は、それぞれ保険料不均一賦課負担金6,000円の増額であります。

第4款の財産収入は、財政調整基金及び後期高齢者医療制度臨時特例基金の預金利子であります。68万8,000円の増額であります。

9ページをごらん願います。

次に、歳出についてであります。

第2款の総務費は、1,279万3,000円の減額であります。派遣職員人件費負担金等1,202万2,000円の減額及びその他所要額の補正を行うものであります。

次に、議案書の10ページをお開き願います。

議案第5号「平成25年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億6,406万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,503億194万6,000円とするものであります。

議案書11ページから13ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額の欄等及び第2表、債務負担行為補正をごらん願います。

なお、別冊となっております平成26年2月の平成25年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）に関する説明書についてもお目通し願います。

議案書11ページをごらん願います。

歳入についてであります。

第1款の市町村支出金は、1,668万9,000円の減額であります。市町村の事務費負担金の精査による1,652万7,000円の減額及び東日本大震災による保険料減免に伴う保険料等負担金16万2,000円の減額であります。

第2款の国庫支出金は、7億6,160万2,000円の増額であります。特別調整交付金8億797万6,000円及び後期高齢者医療災害臨時特例補助金22万6,000円の増額で、東日本大震災による保険料減免及び一部負担金等免除に係る国の財源措置によるものと、後期高齢者医療制度事業費補助金4,660万円の減額で、充当事業の確定見込みに伴うものであります。

第3款の県支出金は、8億2,477万4,000円の減額であります。財政安定化基金交付金9億6,000万円について、平成25年度当該特別会計の決算見込みにおいて、当該交付金を充当する必要はない見込みとなりましたことから、全額減額することとし、一部負担金特例措置支援事業費補助金1億3,522万6,000円は、東日本大震災による一部負担金等免除に係る県の財源措置によるものであります。

第8款の繰入金であります。1万3,000円の増額であります。保険料不均一賦課繰入金1万3,000円の増額であります。

第9款の繰越金であります。11億4,148万2,000円の増額であります。平成24年度決算



において確定した繰越金の未計上分の計上であります。

12ページから13ページをごらん願います。

歳出であります。第1款の総務費は、1,801万7,000円の減額であります。事業費の確定に伴う減額であります。

第2款の保険給付費につきましては、10億5,527万2,000円の増額であります。東日本大震災による一部負担金等免除に伴い、広域連合が支出した分の療養給付費の増額であります。

第4款の特別高額医療費共同事業拠出金につきましては、51万3,000円の増額であります。拠出額の確定による増額であります。

第5款の保健事業費につきましては、1,000万円の減額であります。長寿健康増進事業費の確定による減額であります。

第7款の基金積立金につきましては、3,589万3,000円の計上ですが、平成24年度決算において確定した繰越金の一部を、今年度新設しました後期高齢者医療財政調整基金に積み立てるものであります。

第9款の諸支出金につきましては、40万1,000円の増額ですが、還付加算金の増額であります。また、診療報酬明細書二次点検等委託につきましては、別表2表のとおり、債務負担行為とするものであります。

以上、議案第4号及び議案第5号につきましてご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第4号及び議案第5号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第4号及び議案第5号を一括採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号及び議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第6号及び議案第7号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第12、議案第6号「平成26年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び日程第13、議案第7号「平成26年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を一括議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

浅沼事務局長。

○事務局長（浅沼秀夫君） それでは、議案書14ページをお開き願います。

議案第6号「平成26年度一般会計予算」についてであります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,664万5,000円とするものであります。

議案書15ページから16ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の欄等をごらん願います。

また、別冊となっております平成26年度一般会計予算に関する説明書についてもお目通しを願います。

それでは、詳細につきましては、総務課長からご説明を申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） 村田次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（村田光宏君） 平成26年度一般会計予算の詳細についてご説明いたします。

平成26年度の予算に関する説明書によりご説明いたしますので、そちらのほうをごらんください。

まず、4ページ、5ページをごらんください。

歳入についてでございます。

1款1項1目市町村負担金1億8,200万円は、事務費負担金で、広域連合規約に基づき算定いたしました事務経費及び派遣職員に係る人件費等に係る市町村の負担金でございます。

2款2項1目総務費国庫補助金10億7,362万円は、当初予算としては初めて計上する費目でございます。この補助金は、先ほどもご説明申し上げましたとおり、平成24年度までは高齢者医療制度円滑化運営臨時特例交付金として前年度末に交付されてまいりました国庫支出

金でございます。これまでは、前年度末の交付でしたので、2月補正で計上の上、先ほど議案第2号で設置期限を延長いただきました臨時特例基金に一旦積み立て、次年度に保険料軽減措置の財源として特別会計に繰り入れて執行してまいったものでございます。

これが、平成26年度からは前年度末ではなく、年度当初に国から交付され、当年度に執行するように変更されました関係で、予算の上でも、今回からは2月補正ではなく、当初予算に計上することに変更したものでございます。

次に、4款1項1目利子及び配当金46万6,000円は、財政調整基金及び臨時特例基金にかかる預金利息でございます。

ページをめくっていただきまして、6ページ、7ページをごらんください。

6款1項1目基金繰入金992万6,000円は、地方財政法第7条第1項の規定により、平成24年度繰越金を財政調整基金に積み立てていたものを繰り入れするものでございます。

7款1項1目繰越金、8款1項1目預金利子は、未定につきまして1,000円ずつの計上でございます。

それから、8款2項3目の雑入につきましては、職員住宅の使用料等規定の金額をオーバーする個人負担分の使用料等を雑入として受け入れるもの、その他の収入でございます。

続きまして、8ページ、9ページをごらん願います。

歳出でございます。

1款1項1目議会費195万9,000円は、議会運営に係る経費といたしまして、平成25年度実績から見積もった所要額を計上したものでございます。

2款1項1目総務管理費のうち、1節から19節までは広域連合事務局の運営に係る経費として計上しているものでございます。

主な経費といたしまして、3節職員手当は時間外勤務手当、寒冷地手当等でございます。

9節旅費は、全国後期高齢者医療広域連合協議会の幹事を担当しておりますので、それらに伴う経費を含む金額としております。

14節使用料及び賃借料は、事務用パソコン、岩手県自治会館事務室、職員住宅等の借上料、賃借料でございます。

19節負担金補助及び交付金は、派遣職員の人件費負担でございます。

平成26年度におきましては、平成25年度と同数の職員21名の派遣を県、市、町にお願いしておりまして、派遣元市町の移動及び平成25年度の執行状況等から所要見込額を算定し、計上したものでございます。

また、25節積立金10億7,407万7,000円は、先ほどご説明いたしましたとおり、国から年度当初に交付されることとなりました高齢者医療制度円滑化運営臨時特例交付金を、その預金利子等運用益も合わせて基金に積み立てるものでございます。

その他、一般管理費につきましては、平成25年度の支出実績見込み額から所要額を算定し、計上したものでございます。

次に、10ページ、11ページをごらんください。

2款2項1目選挙管理委員会費及び2款3項1目監査委員費は、それぞれの委員会等の運営に要する経費など所要額を算定し、計上しているものでございます。

以上で、一般会計に関する説明を終わります。

○議長（菅原恒雄君） 浅沼事務局長。

○事務局長（浅沼秀夫君） 次に、議案書17ページをお開き願います。

議案第7号「平成26年度後期高齢者医療特別会計予算」についてであります。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,509億3,390万3,000円とするものであります。また、一時借入金の借入れの最高額は100億円とすることとし、保険給付費の各項の計上予算額に過不足が生じた場合に同一の款の各項経費の金額を流用できるよう定めるものであります。

議案書18ページから21ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の欄等をごらん願います。

なお、別冊となっております平成26年度後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書についてもお目通しを願います。

それでは、詳細につきまして業務課長からご説明を申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） 三上業務課長。

○業務課長（三上幸廣君） 平成26年度後期高齢者医療特別会計予算につきまして、歳入の概要からご説明いたします。

議案書の18ページ、19ページをごらん願います。

歳入であります。

第1款市町村支出金238億3,857万9,000円ではありますが、市町村の事務費負担金、保険料等負担金及び療養給付費負担金であります。

第2款国庫支出金519億2,314万2,000円ではありますが、療養給付費負担金などの国庫負担金と調整交付金などの国庫補助金の合計額であります。

第3款県支出金132億6,181万4,000円ではありますが、療養給付費負担金などの県負担金と財政安定化基金からの交付金及び一部負担金、特例措置支援事業費補助金の合計額であります。

第4款支払基金交付金606億1,456万8,000円ではありますが、社会保険診療報酬支払基金から交付されます財政支援金であります。

第5款特別高額医療費共同事業交付金1,000万円ではありますが、同事業を担当する国民健康保険中央会からの交付金であります。

第6款財産収入ではありますが、本年度新たに設置しました後期高齢者医療財政調整基金の運用利子として1,000円歳出計上するものであります。

第8款繰入金11億6,163万3,000円ではありますが、保険料軽減対策に充てます後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入金と後期高齢者医療財政調整基金からの繰入金の合計額であります。

第9款繰越金ではありますが、平成25年度からの繰越金として1,000円歳出計上するものであります。

第11款諸収入1億2,416万5,000円ではありますが、預金利子のほか、第三者行為に係る交通事故損害賠償金などを含む雑入金などの合計額であります。

続きまして、歳出であります。

なお、歳出予算の内容の説明に当たりましては、別冊の予算に関する説明書により説明いたします。

それでは、32ページ、33ページをごらん願います。

第1款総務費、第1項総務管理費2億9,988万1,000円ではありますが、33ページの説明欄に記載をしておりますとおり、管理事務経費のほか、電算システムの運用保守委託料や診療報酬明細書の審査等に要する経費などであります。

また、第2項賦課徴収費57万5,000円ではありますが、後期高齢者医療の被保険者となる被扶養者であった方の情報を作成するための委託料や市町村との協議のための旅費であります。

34ページ、35ページをごらん願います。

第2款保険給付費、第1項療養諸費1,447億997万8,000円ではありますが、療養給付費及び訪問看護療養費などのほか、県国保連合会に支払います審査支払手数料などあります。

また、第2項高額療養諸費50億6,177万9,000円ではありますが、高額療養費及び高額介護合算療養費であります。

第3項その他医療給付費3億8,004万円ではありますが、葬祭費であります。

36ページ、37ページをごらん願います。

第3款県財政安定化基金拠出金6,628万7,000円ではありますが、これは広域連合の財政運営の安定化を図るため、療養給付費の増加などのリスクに備えまして、県に設置する財政安定化基金に積立てをしようとするものであります。

第4款特別高額医療費共同事業拠出金1,912万円ではありますが、国民健康保険中央会が行います同事業に拠出するものであります。

第5款保健事業費3億4,185万9,000円ではありますが、健康診査事業や人間ドック等に係ります健康保持増進事業への補助金などであります。

第7款基金積立金とありますが、今年度新たに設置しました後期高齢者医療財政調整基金の積立金として1,000円歳出計上するものであります。

38ページ、39ページをごらん願います。

第8款公債費428万2,000円ではありますが、一時借入金の利子であります。

第9款諸支出金4,010万1,000円ではありますが、保険料還付金等であります。

第10款予備費は1,000万円を計上したものであります。

以上、説明を終わります。

○事務局長（浅沼秀夫君） 以上、議案6号及び議案第7号につきましてご説明を申し上げました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第6号及び議案第7号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第6号及び議案第7号を一括採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号及び議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（菅原恒雄君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、今期定例会を閉会いたします。

ご苦労様でございました。

閉会 午後 2時58分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 菅 原 恒 雄

署 名 議 員 浜 川 末 松

署 名 議 員 稲 葉 暉